

2. 奨励品種制度について

(1) 現在、都道府県毎に奨励品種を指定し、都道府県が原種を管理し、都道府県の採種場で種子の生産が行われており、実態として、民間の新品種が奨励品種になることが極めて困難との指摘がある。このような現状は、新品種の種子開発の阻害要因となると考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 これまでの稲等の品種開発が主に公的機関により行われてきた経緯から、公的機関による育成品種が奨励品種の大半を占めているという現状にあるものの、奨励品種に採用する品種については、公的機関が育成した品種に限定しておらず、また、民間で育成した品種についても一部奨励品種になっているところである。
- 2 また、民間事業者が育成した品種について、優良なものについては積極的に奨励品種に採用するよう都道府県に対し指導しているところであり、民間事業者が育成した稲品種の地域適応試験の受委託については、社団法人農林水産先端技術産業振興センターが全国的な窓口となって民間事業者と都道府県の契約の斡旋を行っているところである。
- 3 さらに、平成18年12月に都道府県に対し行った制度の運用状況に係るアンケート調査によれば、従来品種よりも優良な民間育成品種があれば採用したいとの意向をもっている県も多数あることから、本制度が新品種の種子開発の阻害要因となっているとは考えていない。

2. 奨励品種制度について

(2) 何故、都道府県の採種ほ場でのみ種子生産が行われたものしか主要農作物種子法に基づく検査及び農産物検査法の種子検査を受けることができないのか教示願いたい。併せて、このような現状は、民間の新たな種子生産への参入の阻害要因となっていると考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1 民間企業が育成した種子であっても、その優良な種子の生産が确实と認められる場合には、各都道府県に対しほ場の指定の申請を行い、指定を受けることが可能であり、その場合、主要農作物種子法に基づく審査及び農産物検査法に基づく検査を受けることができる。

2. 奨励品種制度について

(3) 一定要件を満たした民間の採種ほ場で生産された種子についても、主要農作物種子法に基づく検査及び農産物検査法の種子検査の対象とし、イコールフィッティングを確保すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 優良な種子の生産が確実であると認められる場合には、各都道府県に対しほ場の指定の申請を行い、ほ場の指定を受けることが可能であり、その場合には、主要農作物種子法に基づく審査及び農産物検査法の検査を受けることができるので、イコールフィッティングは確保されていると考えている。
- 2 なお、従来の子種よりも優良な品種であれば、それが民間により育成された品種、公的機関により育成された品種にかかわらず、奨励品種に採用したいとの意向を持っている県も多数あることから、奨励品種への採用のハードルは決して高くはないと考えている。

2. 奨励品種制度について

(4) このような都道府県における奨励品種指定制度は、新たな種子生産者の参入、特徴ある種子の生産・販売・普及の妨げとなっており、今後、制度継続の必要性について検証すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1 奨励品種に採用する品種については、公的機関が育成した品種に限定しておらず、また、民間が育成した品種についても、一部奨励品種になっているところである。

2 なお、優良なものは積極的に奨励品種に採用するよう都道府県に対し指導しているところであり、従来の子種よりも優良な品種であれば、それが民間により育成された品種、公的機関により育成された品種にかかわらず、奨励品種に採用したいとの意向をもっている県が多数あることから、奨励品種制度が新品種の生産・販売・普及の妨げになっていないと考えている。